

那須塩原市農業委員会

# 第9回総会議事録

令和6年3月25日(月)

西那須野支所300会議室

1. 開催日時：令和6年3月25日（月）午後1時30分～午後2時22分

2. 場 所：西那須野支所300会議室

3. 出席委員：20名

会長	7	加藤 拓央	委員	10	月井 喜美郎
会長職務代理者	14	金田 廣衛	”	11	岡本 利江
委員	1	石崎 清	”	12	木下 久雄
”	2	秋元 誠	”	13	神藤 芳定
”	3	菊地 喜芳	”	15	辻野 岩男
”	4	槌江 栄作	”	16	菊地 瞳
”	5	君島 良一	”	17	松本 忠太
”	6	高瀬 和夫	”	18	一戸 養子
”	8	室井 孝美	”	19	菊地 寿行
”	9	斎藤 栄	”	20	白井 通

4. 欠席委員：なし

5. 議事録署名人の指名：議席番号19番 菊地 寿行委員、20番 白井 通委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について(除外関係)
- 5) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 6) 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により市が作成する農地利用集積等促進計画案の協議に対する意見について
- 7) 議案第7号 令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)について
- 8) 議案第8号 那須塩原市農業委員会事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正(案)について  
会長専決処分の報告について
- 9) 報告第1号 農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)
- 10) 報告第2号

7. 事務局職員

事務局長	五十嵐 岳夫	主査 印東 恵
局長補佐兼農政係長	戸山 みどり	
農地係長	上野 純宏	

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長 　ただ今より、那須塩原市農業委員会第9回総会を開会いたします。  
今回の欠席委員はおりません。  
在任委員20名、出席委員20名、全員が出席していますので、総会は成立していることを報告いたします。  
次に、「議事録署名人の指名」を行います。  
議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則 第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。  
総会規則に基づき議長が指名することで御異議はございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、議席番号19番菊地寿行委員と、20番白井通委員を指名いたします。  
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
番号1番及び2番について、白井通委員の報告を求めます。

白井通委員 　議案第1号、番号1番について報告します。  
農地に賃貸借権を設定する申請です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
調査は、3月13日、午前9時頃、申請地で申請人から行いました。  
申請地は、鳥野目河畔公園より北へ約200メートルに位置しています。  
申請人は現在両親と共に果樹栽培を営んでおり、経営規模の拡大を図るために今回の申請に至りました。  
申請人が所有する農地の利用状況は、すべて借地によるものです。現在はりんご、もも、ブルーベリーを84アールで栽培しています。  
数か所の直売所で販売しています。  
申請地の耕作予定は、新たにぶどうの栽培に取り組む予定となっています。  
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。  
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号1番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。  
議案第1号、番号2番について報告します。  
農地を売買する申請です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
調査は、3月13日、午前9時頃、申請地で申請人から行いました。  
申請地は、鳥野目河畔公園より北へ約200メートルに位置しています。  
申請人は現在両親と共に果樹栽培を営んでおり、経営規模の拡大を図るために今回の申請に至りました。  
申請人が所有する農地の利用状況は、すべて借地によるものです。現在はりんご、もも、ブルーベリーを84アールで栽培しています。  
数か所の直売所で販売しています。  
申請地の耕作予定は、新たにぶどうの栽培に取り組む予定となっています。  
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。  
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号2番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。

議長 　報告が終わりました。  
まず、番号1番について、質疑、御意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、白井通委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。  
次に、番号2番について、質疑、御意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、白井通委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

菊地寿行委員 番号3番について、菊地寿行委員の報告を求めます。  
 議案第1号、番号3番について報告します。  
 農地を贈与する申請です。  
 申請内容は、議案書記載のとおりです。  
 調査は、3月15日、午後4時30分頃、申請地で申請人から行いました。  
 申請地は、越堀自治公民館より南東へ約1.2キロメートルに位置しています。  
 譲受人が申請に至った理由は、譲受人が譲渡人の土地を長年にわたり借りていて耕作をしていたため、今回の申請に至りました。  
 譲受人の所有する農地の利用状況は、水稻1,050アール、ブロッコリー60アール、なす40アールを作付けており、トラクター3台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しています。  
 申請地の耕作予定は、水稻を作付けする予定です。  
 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。  
 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号3番の申請は、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
 番号3番について、質疑、御意見はございますか。  
 《特に意見なし》  
 無いようですので、菊地寿行委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。  
 《異議なしの声、多数》  
 異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

樋江栄作委員 番号4番について、樋江栄作委員の報告を求めます。  
 議案第1号、番号4番について報告します。  
 農地を売買する申請です。  
 申請内容は、議案書記載のとおりです。  
 調査は、3月13日、午前9時35分頃、申請地で申請人から行いました。  
 申請地は、折戸自治公民館より西へ約1.2キロメートルに位置しています。  
 譲受人が申請に至った理由は、現在申請地を耕作している譲受人に譲渡により売買の申し出があったことから、継続的に耕作をするため本申請に至りました。  
 譲受人が所有する農地の利用状況は、1,429アールの農地に水稻と飼料作物を作付けしています。  
 申請地の耕作予定は、引き続き飼料作物を作付けする予定です。  
 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。  
 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号4番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
 番号4番について、質疑、御意見はございますか。  
 《特に意見なし》  
 無いようですので、樋江栄作委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。  
 《異議なしの声、多数》  
 異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

斎藤栄委員 番号5番について、斎藤栄委員の報告を求めます。  
 議案第1号、番号5番について報告します。  
 農地を売買する申請です。  
 申請内容は、議案書記載のとおりです。  
 調査は、3月11日、午前9時頃、申請地で代理人から行いました。  
 申請地は、関谷南公園西側隣接地に位置しております。  
 譲受人が申請に至った理由は、本農地は、令和6年2月27日付で、農地法第5条許可を得た住宅建築予定地の隣接地です。この隣接地であることから、自家野菜農園としての利用を目的として今回申請するものです。  
 譲受人が所有する農地の利用状況は、譲受人は設備会社の経営者であり、現在まで所有する農地はありませんでした。  
 申請地の耕作予定は自家野菜栽培として今後は栽培をしていきたいということです。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。  
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号5番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
番号5番について、質疑、御意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、斎藤栄委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。  
番号6番について、菊地寿行委員の報告を求めます。

菊地寿行委員 議案第1号、番号6番について報告します。  
農地に賃貸借権を設定する申請です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
調査は、3月12日、午後1時30分頃、申請人宅で申請人から行いました。  
申請地は、越堀自治公民館より北西へ約800メートルに位置しています。  
賃借人が申請に至った理由は、親が亡くなり農地を相続したが、本人は耕作できないため、農地が隣接している賃借人に耕作を依頼して今回の申請に至りました。  
賃借人の農地の利用状況は、水稻3,427アール、そば20アール、牧草・イタリアン20アールを作付けしています。  
申請地の耕作予定は、水稻を作付けすることです。  
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。  
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号6番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
番号6番について、質疑、御意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、菊地寿行委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。  
次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

松本 忠太委員 番号1番について、松本 忠太委員の報告を求めます。  
議案第2号、番号1番について報告します。  
申請地を賃貸住宅及びアパートとして転用するための申請です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
申請地は、那須塩原市立東小学校より西へ約100メートルに位置しています。  
申請に至った経緯は、以前より申し出地北西に賃貸住宅を所有しており、申し出地隣接地に今般と同様の事業を実施するために計画しました。申請地付近は、生活を営む上での必要なスーパー、学校、病院等が整っており、交通の便も良く、また宅地化も進んでいる地域であり、賃貸住宅建築に最適地と判断し、今回の申請に至りました。  
申請地の立地状況は、申請地は、市街化の傾向が著しい区域に近接し市街地化が見込まれる区域であるため、第2種農地となります。  
本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。  
事業計画は、申請地に戸建ての貸住宅を4棟、アパートを1棟建築する内容となっています。  
上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内地下式浸透槽にて処理します。  
周囲にL字擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。  
転用に先立ち、農振農用地からの除外は完了しております。  
現地調査は、3月19日、午前10時35分頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 番号1番について、事務局から補足願います。  
上野農地係長 番号1番について補足します。

本件は、都市計画法の許可を必要とするため、指令書の交付は、都市計画法の許可日と同日となります。以上です。

議長 報告が終わりました。  
番号1番について、質疑、御意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。  
番号2番について、月井喜美郎委員の報告を求めます。

月井喜美郎委員 議案第2号、番号2番について報告します。  
申請地を宅地への進入路として転用するための申請です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
申請地は、JR 那須塩原駅より南へ約2.3キロメートルに位置しています。  
申請に至った経緯は、住宅には北側からの道路はありますが、北側道路は狭く、出入りしづらく、家屋入口と庭が南に面していることもあり、南側市道からの乗り入れのために約70年前から宅地への進入路として使用してきました。  
なお、認識不足により農地法の許可を受けずに転用してしまい申し訳ございません。今後はこのようなことがないようにいたします。との始末書が添付されております。  
申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域にあるので第1種農地区分となります。周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであるため、立地基準上問題ありません。事業計画は、申請地に自宅への進入路を砂利敷きで設置する内容となっております。既存のままの使用になるため、周辺農地に影響はありません。  
都市計画法土地改良区にも該当ありません。  
現地調査は、3月21日、午前9時35分頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
番号2番について、質疑、御意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、月井喜美郎委員の報告は許可相当ですが御異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。  
番号3番について、一戸養子委員の報告を求めます。

一戸養子委員 議案第2号、番号3番について報告します。  
申請地をアパート敷地として転用するための申請です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
申請地は、那須塩原市立三島小学校より東へ約50メートルに位置しています。  
申請に至った経緯は、平成3年10月にアパートを新築した際、隣地の農地に余裕を取らず建築しました。その後、利用者の目隠しフェンスと通路を設置するために26平方メートルの農地をアパート敷地として利用してしまいました。今回改めて農地転用の申請を致します。  
なお、申請者は農地転用には許可が必要であることを認識しながら、転用許可申請を怠っておりました。今後このようなことがないように致します。とする始末書が添付されております。  
申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。  
事業計画は、申請地をアパート敷地として転用する内容となっております。  
周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。  
現地調査は、3月19日、午前10時20分頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号3番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、一戸養子委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番及び2番について、一戸養子委員の報告を求めます。

一戸養子委員

議案第3号、番号1番について報告します。

使用貸借により一般住宅として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立槻沢小学校より北へ約100メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は、親子の関係となります。申請人は市内のアパートに4人で暮らしておりますが、子供の成長に伴い手狭になりました。将来のことを考えると、実家の近くで生活したいと思い、自宅の建築を家族に相談したところ、申請地を建築用地として利用する承諾を得て今般申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域にあるので第1種農地区分となります。

本件は、既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

水道は市の施設を利用し、汚水排水は農業集落排水に接続します。

雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲に土羽を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

転用に先立ち、農振農用地からの除外は完了しております。

現地調査は、3月19日、午前10時頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第3号、番号2番について報告します。

売買により宅地分譲地として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立三島小学校より東へ約50メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請地は、小・中学校も近く市街地が進み、交通の便も良く、住宅地として最適であること、また周辺も宅地化が進んでおり、今後の発展が見込まれるため、宅地分譲に適していると判断し、今回の申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に宅地分譲地17区画を造成する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は雨水浸透槽にて処理します。

現地調査は、3月19日、午前10時15分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

番号2番について事務局から補足願います。

上野農地係長

番号2番について補足します。

本件は、県農業会議 常設審議委員会諮問案件となります。また、都市計画法の許可を必要とするため、指令書の交付は、都市計画法の許可日と同日となります。以上です。

議長

報告が終わりました。

まず、番号1番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、一戸養子委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に、番号2番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、一戸養子委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。

番号3番について、白井通委員の報告を求めます。

白井通委員

議案第3号、番号3番について報告します。

売買により宅地分譲地として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市役所本庁舎より北西へ約700メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請地は、畑として利用してきましたが、維持管理することが困難になってきました。周辺は市街化されており、生活利便性に優れた土地で宅地分譲のニーズがあることから、今回の申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に宅地分譲地28区画を造成する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は雨水浸透槽にて処理します。

周囲にL字擁壁及びコンクリート擁壁を設置し土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、3月21日、午前9時10分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

番号3番について事務局から補足願います。

上野農地係長

番号3番について補足します。

本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。また、都市計画法の許可を必要とするため、指令書の交付は、都市計画法の許可日と同日となります。以上です。

議長

報告が終わりました。

番号3番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、白井通委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。

次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）」を議題といたします。

番号1番について、君島良一委員の報告を求めます。

君島良一委員

議案第4号、番号1番について報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

変更の目的は、農用地区域からの除外です。

申し出内容は、議案書記載のとおりです。

申し出地は、戸田多目的集会施設より北北東へ約800メートルに位置しています。

現地調査は、3月21日、午前10時10分頃に行いました。

除外を必要とする理由は、申し出地は、以前より住宅敷地として利用しており、今後も宅地として利用したく申請するものです。

申請地は20年以上耕作されておらず、農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないため、非農地証明の要件を満たしております。

調査の結果、除外後は非農地証明が可能であると考えます。

地元調査員及び現地調査班としては変更相当として、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、君島良一委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》



樋江栄作委員

異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。  
番号2番及び3番について、樋江栄作委員の報告を求めます。  
議案第4号、番号2番について報告します。  
農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。  
変更の目的は、農用地区域からの除外です。  
申し出内容は、議案書記載のとおりです。  
申し出地は、那須塩原市立南小学校より西へ約50メートルに位置しています。  
現地調査は、3月19日、午前9時10分頃に行いました。  
除外を必要とする理由は、昭和58年11月に住宅を新築した際に、申し出地を含めて宅地として造成し、今後も宅地として利用するためのものです。  
申請地は20年以上耕作されておらず、農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないため、非農地証明の要件を満たしております。  
調査の結果、除外後は非農地証明が可能であると考えます。  
地元調査員及び現地調査班としては変更相当として、調査報告を終わります。  
議案第4号、番号3番について報告します。  
農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。  
変更の目的は、農用地区域からの除外です。  
申し出内容は、議案書記載のとおりです。  
申し出地は、西那須野公民館より西へ約100メートルに位置しています。  
現地調査は、3月19日、午前10時25分頃に行いました。  
除外を必要とする理由は、平成12年頃、国道400号の拡幅工事に伴い、住宅及び納屋、物置等の建築に際し、申し出地を含め宅地として造成し、現在に至っています。今後も宅地として利用するため今回の申し出となりました。  
申請地は20年以上耕作されておらず、農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないため、非農地証明の要件を満たしております。  
調査の結果、除外後は非農地証明が可能であると考えます。  
地元調査員及び現地調査班としては変更相当として、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。  
まず、番号2番について、質疑、御意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、樋江栄作委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号2番については変更相当として市長へ回答いたします。  
次に、番号3番について、質疑、御意見は ございますか。

《特に意見なし》  
無いようですので、樋江栄作委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》

松本忠太委員

異議なし多数と認め、番号3番については変更相当として市長へ回答いたします。  
番号4番及び5番について、松本忠太委員の報告を求めます。  
議案第4号、番号4番について報告します。  
農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。  
変更の目的は農用地区域からの除外です。  
申し出内容は、議案書記載のとおりです。  
申し出地は、旧大貫小学校より北へ約900メートルに位置しています。  
現地調査は、3月19日、午前9時30分頃に行いました。  
除外を必要とする理由は、所有している財産を整理したところ、地目が畑になっていることが判明したので、今回の申請に至りました。申し出地の現況は昭和57年以前より住宅敷地と一体利用し現在に至っています。20年以上耕作されなかったことを証する書類として国土地理院の空中写真が添付されています。  
申請地は20年以上耕作されておらず、農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないため、非農地証明の要件を満たしております。  
調査の結果、除外後は非農地証明が可能であると考えます。  
地元調査員及び現地調査班としては変更相当として、調査報告を終わります。

松本 忠太委員 議案第4号、番号5番について報告します。  
 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。  
 変更の目的は、農用地区域からの除外です。  
 申し出内容は、議案書記載のとおりです。  
 申し出地は、接骨木自治公民館より南東へ約700メートルに位置しています。  
 現地調査は、3月19日、午前9時50分頃に行いました。  
 除外を必要とする理由は、所有している財産を整理したところ、地目が田になっていることが判明しましたので、今回の本申請に至りました。申し出地の現況は、昭和51年以前より宅地の進入路として利用し現在に至っております。20年以上耕作されなかったことを証する書類として、国土地理院の空中写真が添付されています。  
 申請地は20年以上耕作されておらず、農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないため、非農地証明の要件を満たしております。  
 調査の結果、除外後は非農地証明が可能であると考えます。  
 地元調査員及び現地調査班としては変更相当として、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
 まず、番号4番について、質疑、御意見はございますか。  
 《特に意見なし》  
 無いようですので、松本忠太委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。  
 《異議なしの声、多数》  
 異議なし多数と認め、番号4番については変更相当として市長へ回答いたします。  
 次に、番号5番について、質疑、御意見はございますか。

辻野岩男委員 4番は聞き逃したので、5番について確認したいのですが、申請人が所有者と違うというのは親子関係か何か生じているのですか？4番共々説明をお願いします。

高瀬和夫委員 4番は、所有者は申請人の実の姉です。

樋江栄作委員 5番は、申請者の家への進入路に長年使っていたということです。所有者は、隣に住んでいる農地を所有している方ということで名前が違ってきます。

議長 他に、質疑、御意見はございますか。  
 《特に意見なし》  
 無いようですので、松本忠太委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。  
 《異議なしの声、多数》  
 異議なし多数と認め、番号5番については変更相当として市長へ回答いたします。  
 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。  
 事務局の説明を求めます。

上野農地係長 議案第5号について説明します。  
 農業経営基盤強化促進法の規定によりまして、農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。  
 議案書10ページから32ページまでが「利用権設定関係」の案件で72件、合計面積は562,010.61平方メートルとなります。この内28ページから32ページまでの22件、114,017.00平方メートルが中間管理事業の対象となります。続いて33ページが「所有権移転関係」の案件で1件、面積は、4,542平方メートルとなります。  
 調査を担当されました農地利利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全ての案件で問題は無いとの報告であったことから、事務局としても市長への回答は決定として問題無いと考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。  
 このことについて、質疑、御意見はございますか。  
 《特に意見なし》  
 無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。  
 《異議なしの声、多数》  
 異議なし多数と認め、議案第5号は原案のとおり決定しました。

上野農地係長

次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により市が作成する農地利用集積等促進計画案の協議に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

議案第6号について説明します。

農地中間管理事業の推進に関する法律の規定によりまして、農用地利用集積等促進計画案は、農業委員会の決定を経て市長が作成するとなっていることから協議があったものです。

議案書34ページの1件、合計面積が9,085平方メートルとなります。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員から報告書の提出をいただき、問題は無いとのことから、事務局としても市長への回答は決定として問題無いと考えます。以上です。

議長

説明が終わりました。

このことについて、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第6号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第7号「令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

戸山局長補佐

議案第7号「令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）」についてを御説明いたします。

本案は、毎年目標の設定等を行っているもので、令和6年度の活動計画で、前年度の3月末までに次年度目標を設定することとなっているものです。

それでは、別冊1をご覧ください。

令和6年度の目標値及び活動計画について御説明いたします。

1ページ、ローマ数字Ⅰ農業委員会の状況です。

1農業委員会の現在の体制で、農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期と人数の区分等になります。

次に、2農家・農地等の概要です。

直近の農林業センサスからの数値及び、県へ報告することになっている最終集計値となります。

2ページをご覧ください。

ローマ数字Ⅱ最適化活動の目標です。

1最適化活動の成果目標の（1）農地の集積のうち、②目標をご覧ください。

目標年度の令和13年度に70パーセントの集積率を目標としております。

課題として、農地の貸し手・受け手の把握、農地のマッチングの推移などが必要と考えております。

次に、中段（2）遊休農地の解消をご覧ください。

①現状と課題は、「直近の利用状況調査より判明した遊休農地の現状」で、「農家の高齢化や後継者不足により遊休農地を解消する面積よりも新規発生や再発生する面積が多くなる年があり、なかなか減少しない。」などが課題です。

②目標は、ア「既存遊休農地の解消」、イ「新規発生遊休農地の解消」の目標値で、昨年度目標とほぼ同等です。

3ページをご覧ください。

（3）新規参入の促進です。

①現状では、令和5年度に5経営体が新規参入でした。課題は、「農業経営体の確保・育成が必要であること等」です。

②目標では、直近の3年間に推移した面積となります。

中段2最適化活動の活動目標をご覧ください。

（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標についてです。

こちらは、国の基本的な考え方として、「農業委員会は最適化活動を確実に実施することが重要であり、その透明性を確保する必要性があるため、最適化活動の目標を設

定する」とあり、その1つとして、月の活動日数の目標設定があります。日常的な活動も含め、活動記録簿に記録することにより、活動の透明性を図る狙いです。目標は、本年の実績日数をふまえ「1人当たりの活動日数は、月9日」を目標としました。

(2) 活動強化月間の設定目標をご覧ください。

強化月間の設定は、農閑期・農業者年金強化月間と同じ期間で、令和5年度に引き続き3回とし、活動月を11月～翌年1月とします。

4ページをご覧ください。

(3) 新規参入相談会への参加目標をご覧ください。

令和5年度に引き続き、那須農業振興事務所が管轄する「那須地域就農支援相談会」への参加を盛り込みました。目標としまして1回、開催時期が概ね10月頃、参加人数2名程度を目標としています。

説明は以上となります。

よろしく御審議の上、御決定くださるよう、お願い申し上げます。

議長 説明が終わりました。

このことについて、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第7号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第8号「那須塩原市農業委員会事務の委任及び補助執行に関する規定の一部改正(案)について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

戸山局長補佐

議案第8号につきまして、御説明いたします。

議案第8号「那須塩原市農業委員会事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正(案)について、次のとおり決定を求めるものです。

別冊2をご覧ください。

1ページが改正文、2ページが新旧対照表となります。

新旧対照表をご覧ください。

今回の改正は、「農業経営基盤強化促進法」の一部改正により、那須塩原市農業委員会事務の委任及び補助執行に関する規則で引用している同法第15条が第16条に繰り下げとなっているため、法律と規則の整合性を図るために一部改正を行うものです。

本規則は、市の例規審査会ですでに内容の確認をいただいております。

説明は以上です。

よろしく御審議の上、御決定くださるよう、お願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。

このことについて、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第8号は原案のとおり決定しました。

次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

上野農地係長

今回、会長専決処分に該当する案件はありませんでした。以上です。

議長

説明が終わりました。

該当案件はありませんので、報告第1号を終わりにします。

次に、報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

戸山局長補佐

報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)」についてご説明いたします。

それでは、本日追加で配付いたしました資料を御覧ください。

この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされておりますが、2月の届出の受理状況につきまして、御報告するものです。

2月は、相続を原因とした権利移動の届出を4件受理しました。いずれも相続後の耕作に支障はないということで、農業委員会によるあっせんを希望する人はおりませんでした。報告は以上です。

議長 説明が終わりました。このことについて御意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

慎重に御審議いただきありがとうございました。

これをもちまして、那須塩原市農業委員会第9回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

19番

---

議席番号

20番

---